

## 食料・農業・農村基本計画(抜粋)

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために ～

令和2年3月

## ( 8 ) 気候変動への対応等環境政策の推進 (抄)

### 気候変動に対する緩和・適応策の推進

農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策や農地による吸収源対策等を推進しつつ、温室効果ガス排出削減目標の確実な達成に向け取組の強化を図るため、「農林水産省地球温暖化対策計画」(平成29年3月農林水産省地球温暖化対策推進本部決定)を改定するとともに、再生可能エネルギーのフル活用と生産プロセスの脱炭素化、農畜産業からの排出削減対策の推進と消費者の理解増進、炭素隔離・貯留の推進とバイオマス資源の活用、海外の農林水産業の温室効果ガス排出削減を推進する。

特に、技術開発を伴う取組については、「革新的環境イノベーション戦略」(令和2年1月統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、農林水産分野の環境イノベーションの創出に向けて、農地等への炭素隔離・貯留等に取り組む。

堆肥の施用等地球温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支払制度において、支援取組の効果の評価を行い、より環境保全効果の高い取組への支援の重点化を図り、全体の質の向上と面的拡がりを両立させるほか堆肥・バイオ炭等の施用による炭素の貯留効果の分析等についての検討を行う。

さらに、家畜排せつ物等のバイオマス資源を有効利用したバイオガス化の取組や省エネルギー性能の高い施設園芸設備・機器の導入等により、気候変動の緩和策を推進するとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に寄与する。こうした取組により、農村において使用する電力の100%再生可能エネルギー化に向けて、体制を構築する。

また、気候変動による被害を回避・軽減するため、生産安定技術や対応品種・品目転換を含めた対応技術の開発・普及、農業者等自らが気候変動に対するリスクマネジメントを行う際の参考となる手引きを作成するなど、農業生産へのリスク軽減に取り組む。さらに、これまで輸入に依存していた亜熱帯・熱帯果樹等の新規導入や転換など気候変動がもたらす機会の活用を推進する。

これら気候変動に対する緩和・適応策の推進に当たっては、科学的なエビデンスに基づき生産現場へ導入・拡大することが鍵となることから、科学者が行政・企業・生産者等と連携し主体的に関与できる環境整備を検討する。